

## 船舶事故調査報告書

平成30年12月19日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年8月14日 16時00分ごろ
発生場所	滋賀県大津市雄琴川河口南西方沖（琵琶湖南部） 雄琴四等三角点から真方位090°630m付近 （概位 北緯35°05.5′ 東経135°54.4′）
事故の概要	水上オートバイ 百花輛乱は、北西進中、無人の状態で錨泊中の水上オートバイルーミナスに衝突した。
事故調査の経過	平成30年8月23日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ ルーミナス、0.1トン 253-32648大阪、個人所有 B 水上オートバイ 百花輛乱、0.1トン 240-58438京都、個人所有
乗組員等に関する情報	B 船長B、特殊小型
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 左舷船首部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 2、視界 良好 水象：湖上 平穏
事故の経過	A 船は、琵琶湖南部の雄琴川河口南西方沖において、船首を東方に向けて無人の状態で錨泊していた。 B 船は、船長Bが1人で乗り組み、大津市沖で遊走したのち、左舷船首方に錨泊していたA船の北側に停船するつもりで、速力を減じながらA船に接近した。 B 船は、北西進中、船長Bが、スロットルレバーから手を離し、アイドリング状態でA船の船首方を通過しようとしていたところ、付近を航行していたプレジャーボートの航走波を船尾方から受けてA船に接近し、衝突の危険を感じてハンドルを右に切ったものの、推力がなかったので右転することができず、左舷船首部がA船の船首部に衝突した。 船長Bは、本事故当時、水上オートバイに乗艇するのが2回目であり、操縦に慣れていなかった。 船長Bは、A船と十分な距離をとって航行すれば良かったと本事故後に思った。
分析	A 船は、雄琴川河口南西方沖において無人の状態で錨泊中、その船首部にB船が衝突したものと考えられる。

	<p>B船は、雄琴川河口南西方沖を北西進中、船長Bが、A船と十分な距離をとって航行していなかったことから、他船の航走波を船尾方から受けた際、A船に衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、雄琴川河口南西方沖において、B船が、北西進中、船長Bが、無人の状態で錨泊中のA船と十分な距離をとって航行していなかったため、他船の航走波を船尾方から受けた際、A船に衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他船と十分な距離をとって航行すること。</li> <li>・ 水上オートバイは、推力がない状態ではハンドルを操作しても方向転換できないことに留意し、ハンドル及びスロットルレバーの操作を適切に行うこと。</li> </ul>